

仙台市長

郡 和子 様

日本労働組合総連合会
宮城県連合会（連合宮城）
会長 小出 裕一

連合宮城仙台地域協議会
議長 熊谷 修

仙台市政に関する要請書

貴職におかれましては、日頃より連合宮城の運動推進にあたり、ご理解とご協力をいただいておりますことに対し感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの全世界的感染拡大に伴うグローバル化した経済・社会・雇用への影響は、リーマンショック以上とも指摘されています。感染拡大の収束を第一義として対策を進めるべきではありますが、政府・自治体からの自粛要請による影響は多方面に及んでおり、生活困窮・事業継続危機への迅速かつ継続的な対応が求められています。

また、感染症対策のみならず、発災から10年が経過しようとしている東日本大震災、昨年の台風19号をはじめとした近年多発する自然災害への対応についても、長期的かつきめ細やかな支援が必要とされています。

現在、超少子高齢化・人口減少社会、労働人口減少など様々な課題も多い中、現在第四次産業革命 I O T時代の到来に伴う技術革新や新たな産業の創出など、私たちの働く環境や生活環境に大きく影響を及ぼしています。

このような中、被災地の復興・再生には、地域経済・産業の再生と安定した雇用が、生活者の生活基盤を支え地域の発展や活力を生み出すものと考えられます。

連合宮城は、地域経済と中小企業の活性化や働く人々の雇用・生活安定に向けた政策制度について専門委員会を設置し策定しましたので、次の通り要請いたします。

記

I. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う支援の確立と拡大について

1. 職場における新型コロナウイルスから労働者や家族を守る取り組みについて

- (1) 新型コロナウイルス感染者が発生した職場や、その職場に勤務している職員に対し個人を攻撃するようなことのないよう対策を講じること。また、新型コロナウイルス感染症や災害等、不測の事態に対応できる医療体制・財政措置を含め確立すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大により、感染リスク回避のため推奨されているテレワーク（在宅勤務）を導入するための I C T環境の整備がウィズコロナ・アフターコロナにおいて重要となることから、I C T導入加速に向けた積極的な助成支援

を実施すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済の停滞により、多くの雇用が失われ失業者が発生している。こうした失業者への支援を拡大すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策により学校教育現場は疲弊している。朝から生徒の検温・マスク配布・健康状態の確認・消毒液補充等の業務を行い、授業後は通常の清掃指導に加えて洗剤による入念な洗浄を実施している状況であることから、教職員本来の業務に専念できるよう適切な支援措置を確立すること。

II. 医療・福祉・介護・教育分野で働く職員の処遇改善と環境改善による人材確保について

- (1) 医療・福祉・介護・保育の職場は、慢性的かつ深刻な人材不足に陥っていることから、勤務環境や処遇等のさらなる改善、着実なキャリアアップができる仕組みの構築を進めること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関わるクラスターの発生する確率が高いと想定される、介護施設や教育・保育職場に関して、感染予防対策を講じるための資材購入について、適切に補助すること。

III. 地場産業・中小企業の成長と再生に向けた政策について

1. 地場企業の活用と地域産業への更なる支援に向けて

仙台市は、地場企業の成長、中小企業の発展や雇用の維持・拡大に向け、地場で生産された素材や材料、最終製品を含めた地場産品を積極的に活用するとともに情報発信に努めること。加えて、販路拡大を希望する中小企業に対する商談会や異業種間交流などによりシナジー効果が発揮できるよう機会の創出について引き続き支援を行うこと。また、仙台市で進める中小企業の支援事業についての周知・広報の強化をするとともに、労働局が進める生産性の改善に向けた、子育て、介護に係る両立支援策、業務改善助成金等についても情報提供に努めること。

2. 地場企業・中小企業の良質な雇用の確保に向けて

- (1) 若年層の就業意識の向上と勤労観の確立につなげるため、地域の高校・大学などにおいてインターンシップを修得単位として認める制度を普及させること。あわせて、現場力を担う技術・技能人材の育成・継承の支援に資するため、地域の教育機関と企業とが連携したカリキュラムを強化すること。
- (2) 地域の人材育成機会の確保に向け、地域の企業グループが地方自治体と連携し、共同で雇用型訓練を実施するスキームを構築するなど、地域における人材育成の方策を検討すること。
- (3) 国、学校、労使団体等と連携し、U I J ターンを含めた地域での就職を積極的に支援するため、地域での人材育成をはかるとともに、安定した雇用の創出と定着に向けた取り組みを進めること。

IV. 高等学校の就職支援、学校における臨時・非常勤職員の処遇改善について

- (1) 民間職業紹介を利用する場合については、学校またはハローワークを通じて行うことを徹底すること。また、求人企業に対して、公正な採用選考が行われるよう啓発を徹底すること。
- (2) 臨時・非常勤職員について、労働契約法やパートタイム・有期雇用労働法の趣旨を踏まえた常勤職員との均等・均衡待遇をはかること。併せて、処遇改善に向けて必要な予算処置を行うこと。

V. 子ども・子育て支援制度の確実な実施と教育環境の整備について

1. 安心して学べる教育環境の整備、子ども・子育て支援制度の拡充について

- (1) いじめや虐待、貧困の早期把握、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての学校に常勤で配置すること。
- (2) インターネット上の誹謗中傷が中高生を中心に増加傾向にある。子どもの心身の健康や安全の確保、人権保護の観点からも、学校教育における情報リテラシー、情報モラルの向上等に取り組むこと。
- (3) 児童虐待のない社会の実現に向けて、保護者支援の充実や児童相談所等の職員体制の強化を迅速に実施するとともに、子ども自身の意見を表すための支援体制を整備すること。

VI. 暮らしの安心・災害リスクマネジメント・緊急時のICT活用のための基盤づくりの取り組みについて

- (1) 緊急時における迅速な情報の把握・発信、防災・減災対策の強化に向けて、ICT利活用による基盤や運用体制の整備の促進をはかること。また、緊急時には住民同士の連携・協力が必要不可欠であることから、住民同士のコミュニケーションの促進をはじめ、自主防災組織や防災リーダー育成に取り組むこと。とりわけ、防災リーダー育成については、地域間の連携強化により、広域連携が可能になるので、ネットワークを構築する取り組みを進めること。
- (2) 自然災害発生後の復旧においては、ICT利活用による災害ボランティアセンターの情報発信支援や、支援活動における連携・調整の円滑化のための「支援状況の見える化」や行政とボランティアの情報連携のための環境整備に努めること。
- (3) 「景観・観光」「安全・快適」および「防災」の観点から、国土交通省をはじめ各地方公共団体において促進している無電柱化（電線類の地中化）については、地震や大型台風などの自然災害時の電柱倒壊被害の減災やバリアフリー整備と合わせた安全で歩きやすい街づくりに寄与するだけでなく、電柱および鉄塔等の高所作業機会の減少に伴う建設業等作業者の安全確保においても有益である。しかし、無電柱化による、事業者の費用負担の増加や災害復旧への影響、土木技術者の不足等の課題もあるため、これらを十分に考慮し様々な課題を整理した上で、無電柱化促進に向けた検討を行うこと。

VII. 社会インフラの整備と交通・運輸政策について

1. 自転車レーン並びに歩道の点検・整備について

2013年12月の改正道路交通法施行により、自転車の車道走行時の左側通行が義務化されたが、右側通行や歩道の走行など、基本的なルールが守られていない状況が見受けられる。仙台市は環境にやさしい交通手段として、中心部でのシェアサイクルの利用促進を進めているが、コロナ禍で自転車による通勤・通学が増加傾向にあるため、自転車レーンなど自転車走行環境の改善や駐輪場の整備を早期に実施すること。また、自転車利用者への交通ルール遵守対策・保険加入等の周知を強化し、自動車や歩行者との事故防止対策を講じること。

2. 公共交通の利用促進と交通網の強化について

仙台市の次期10年間の都市づくり基本方針の策定が進められているが、「住みよい街・住みたくなる街」として、少子高齢化が進む中、公共交通網の細やかな整備は、魅力ある・活力ある都市構想には大きな役割を果たすと考える。また、次世代型放射光施設が2023年度に稼働予定とされており、交流人口の増加も見込まれ、経済への波及も大きな効果が期待できる。このような好機も見据え、移住・定住は基より通勤・通学・観光・通院、日常生活等において、地下鉄、バス、タクシーの利便性・機能性を十分に活用し、利用しやすい公共交通体系について、官民一体となった基本方針を策定すること。

VIII. 安心・安全なエネルギー供給の実現と地球温暖化防止の取り組みについて

1. 環境負荷低減を踏まえた地球温暖化防止に向けた取り組みの推進について

(1) 生活における省エネの推進など環境意識を高めるため、家庭・地域等で環境問題に対する取り組みの情報提供に努めるとともに、SDGsの観点からも低炭素社会の実現を加速させ、環境保護と経済発展の両立を図り、自然と共生できるグリーン経済への転換に向けた取り組みを推進すること。

(2) 温室効果ガス排出削減に向けては、使い捨て包装資材の削減が有効であり、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する基本原則を踏まえ、再使用型資材の普及に向けた取り組みを推進すること。

以 上